

市報第31号

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）についての専決
処分報告

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和8年1月19日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度横浜市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,500,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,998,505,062 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 帳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 県支出金		千円 117,652,639	千円 1,500,000	千円 119,152,639
	3 県委託金	10,603,439	1,500,000	12,103,439
歳 入 合 計		1,997,005,062	1,500,000	1,998,505,062

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 126,372,464	千円 1,500,000	千円 127,872,464
	14 選挙費	3,941,494	1,500,000	5,441,494
歳 出 合 計		1,997,005,062	1,500,000	1,998,505,062

一般会計補正予算（第5号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

款 项 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 頓	
19 県支出金	千円 117,652,639	千円 1,500,000	千円 119,152,639		千円	千円
3 県委託金	10,603,439	1,500,000	12,103,439			
1 総務費県委託金	10,552,006	1,500,000	12,052,006	(8) 衆議院議員選挙費委託金	1,500,000	
歳 入 合 計	1,997,005,062	1,500,000	1,998,505,062			

2 歳 出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	市 債	そ の 他				
2 総務費	千円 126,372,464	千円 1,500,000	千円 127,872,464	千円 1,500,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円	
14 選挙費	3,941,494	1,500,000	5,441,494	1,500,000	—	—	—	—	—	
5 衆議院議員選挙費	—	1,500,000	1,500,000	1,500,000	—	—	—	—	衆議院議員選挙費 1,485,855	
							1 報酬 3 職員手当等 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び賃借料	66,144 268,238 137,825 7,920 72,328 180,753 550,291 216,501	衆議院議員選挙啓発費 14,145	
歳 出 合 計	1,997,005,062	1,500,000	1,998,505,062	1,500,000	—	—	—	—	—	

補正予算給与費明細書

特別職

区分	分	職員数	給与費						共済費	合計	備考
			報酬	給料	通勤手当	期末手当	退職手当	計			
補正前額	長等	人 8	千円 —	千円 108,768	千円 439	千円 50,032	千円 79,852	千円 239,091	千円 21,074	千円 260,165	
	議員	86	1,461,659	—	—	—	—	1,461,659	172,117	1,633,776	
	その他	48,069	4,343,582	—	—	—	—	4,343,582	9,171	4,352,753	
	計	48,163	5,805,241	108,768	439	50,032	79,852	6,044,332	202,362	6,246,694	
補正額	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	2,845	47,807	—	—	—	—	47,807	—	47,807	
	計	2,845	47,807	—	—	—	—	47,807	—	47,807	
合計	長等	8	—	108,768	439	50,032	79,852	239,091	21,074	260,165	
	議員	86	1,461,659	—	—	—	—	1,461,659	172,117	1,633,776	
	その他	50,914	4,391,389	—	—	—	—	4,391,389	9,171	4,400,560	
	計	51,008	5,853,048	108,768	439	50,032	79,852	6,092,139	202,362	6,294,501	

○ 通勤手当には、特別職非常勤職員に係る通勤手当相当分を含む。

一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前の額	[860] (19,447) 37,447 人	千円 25,801,177	千円 152,331,377	千円 142,924,377	千円 321,056,931	千円 66,486,854	千円 387,543,785	
補正額	[—] (1,670) —	18,337	—	269,641	287,978	—	287,978	
合計	[860] (21,117) 37,447	25,819,514	152,331,377	143,194,018	321,344,909	66,486,854	387,831,763	

○ [] 内は暫定再任用常時勤務職員数、() 内は暫定再任用短時間勤務職員数、定年前再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で、いずれも外数である。

○ 職員手当（通勤手当）には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職員手当 補正額の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	補正前の額	千円 3,081,711	千円 25,140,682	千円 1,915,125	千円 93,738	千円 6,867,804	千円 965,075	千円 8,038,332	千円 53,004	千円 7,030
	補正額	—	—	—	—	1,403	—	262,667	—	648
	合計	3,081,711	25,140,682	1,915,125	93,738	6,869,207	965,075	8,300,999	53,004	7,678
	区分	休日給	夜勤手当	管理職手当	期末・勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当			
	補正前の額	千円 1,940,429	千円 384,872	千円 1,607,391	千円 83,646,352	千円 994,063	千円 8,188,769			
補正額	3,292	1,631	—	—	—	—	—			
合計	1,943,721	386,503	1,607,391	83,646,352	994,063	8,188,769				

・会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前の額	[860] (435) 37,447	人 千円 —	千円 152,331,377	千円 132,307,983	千円 284,639,360	千円 60,933,036	千円 345,572,396	
補正額	[—] (—) —	—	—	268,238	268,238	—	268,238	
合計	[860] (435) 37,447	—	152,331,377	132,576,221	284,907,598	60,933,036	345,840,634	

○〔 〕内は暫定再任用常時勤務職員数、() 内は暫定再任用短時間勤務職員数及び定年前再任用短時間勤務職員数で、いずれも外数である。

職員手当 補正額の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	初任給調整手当	通勤手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当
	補正前の額	千円 3,081,711	千円 25,140,682	千円 1,915,125	千円 93,738	千円 5,189,500	千円 965,075	千円 8,038,332	千円 53,004	千円 7,030
	補正額	—	—	—	—	—	—	262,667	—	648
	合計	3,081,711	25,140,682	1,915,125	93,738	5,189,500	965,075	8,300,999	53,004	7,678
	区分	休日給	夜勤手当	管理職手当	期末・勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当			
	補正前の額	千円 1,940,429	千円 384,872	千円 1,607,391	千円 74,708,262	千円 994,063	千円 8,188,769			
補正額	3,292	1,631	—	—	—	—	—			
合計	1,943,721	386,503	1,607,391	74,708,262	994,063	8,188,769				

・ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前の額	人 (19,012) —	千円 25,801,177	千円 —	千円 10,616,394	千円 36,417,571	千円 5,553,818	千円 41,971,389	
補正額	(1,670) —	18,337	—	1,403	19,740	—	19,740	
合計	(20,682) —	25,819,514	—	10,617,797	36,437,311	5,553,818	41,991,129	

○()内はパートタイム会計年度任用職員数で外数である。

○職員手当(通勤手当)には、会計年度任用職員に係る通勤手当相当分を含む。

職員手当 補正額の内訳	区分	通勤手当	期末・勤勉手当					
	補正前の額	千円 1,678,304	千円 8,938,090					
	補正額	1,403	—					
	合計	1,679,707	8,938,090					
	区分							
補正前の額								
補正額								
合計								

参 考

地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（第4項省略）